

# 児童扶養手当・特別児童扶養手当

## 子育てをサポートします！

問合せ ふれあい福祉係 ☎ 89-2153

### 児童扶養手当

受給できる人：

- ・離婚などにより、父と生計を別している児童を育てている人
- ・父に重度の障害があり児童を育てている人

※ただし、次のいずれかに該当する場合は受給資格がありません。

- ・公的年金を受けることができる場合
- ・児童が、児童福祉施設などに入所している場合

受給できる期間：

児童の年齢が18歳に達する日以後の最初の3月31日まで受給できます。

※児童に特定の障害がある場合は、20歳になるまで受給できます。

所得制限：

受給世帯の前年分の所得金額が所得制限額以上の場合、その年の8月から翌年の7月まで手当の一部または全部が受給できなくなります。

※母または児童が、児童の父から養育費を受け取っている場合、養育費の8割額が所得に加算されます。

手当月額：

- ・児童1人の場合 41880円
- ・児童2人の場合 46880円
- ・3人目以降は1人につき

※一部支給停止の場合は、この額から所得に応じた額が減額されます。

請求手続き：

福祉課③番窓口へ認定請求書、戸籍謄本、預金通帳を提出してください。

認定後、請求書を提出した月の翌月分から受給資格が生じます。

異動の届け出は速やかに

再婚、児童の施設入所、年金受給などにより手当が受けられなくなった場合は、速やかに届け出をしてください。届け出が遅れると支給された手当を返還してもらう場合があります。また、住所、口座番号などの変更もお知らせください。

### 特別児童扶養手当

受給できる人：

- ・身体または精神に特定の障害をもつ児童を育てている人

※ただし、次のいずれかに該当する場合は受給資格がありません。

- ・児童が、障害を理由とする公的年金を受けることができる場合
- ・児童が、児童福祉施設などに入所している場合

受給できる期間：

児童の年齢が20歳に達する日まで受給できます。

所得制限：

受給世帯の前年分の所得金額が所得制限額以上の場合、その年の8月から翌年の7月まで受けられません。

手当月額：

- ・重度障害児1人につき 50900円
- ・中度障害児1人につき 33900円

請求手続き：

福祉課③番窓口へ認定請求書、診断書、戸籍謄本、住民票、預金通帳を提出してください。

出してください。認定後、請求書を提出した月の翌月分から受給資格が生じます。

※診断書の有効期限が切れた場合は、継続認定の手続きが必要です。

異動の届け出は速やかに

児童の施設入所などにより手当が受けられなくなった場合は、速やかに届け出をしてください。届け出が遅れると支給された手当を返還してもらう場合があります。また、住所、口座番号などの変更もお知らせください。

### 手続きを忘れずに！

手当の受給資格がある人（支給停止になっている人を含む）は、毎年1回8月に現況届・所得状況届の提出が必要です。この届け出をしないと手当の支給が差し止めになりますのでご注意ください。

●児童扶養手当の現況届期間：8月15日(月)～17日(水)

●特別児童扶養手当の所得状況届期間：8月17日(水)

☆いずれも場所：

第1庁舎 第1議員控室

※なお、手続きが必要な人には、郵便でお知らせします。